

## 板橋区特別養護老人ホーム整備費補助要綱

(平成17年2月28日区長決定)

(平成19年1月29日 改正)

(平成25年5月 1日 改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区が高齢者福祉施策の推進に協力する社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の併設を含む。）の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって高齢福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、板橋区の整備計画に合致する、社会福祉法人が、老人福祉法第15条の規定により板橋区内に設置する、東京都の補助対象整備事業の特別養護老人ホーム（老人短期入所施設の併設を含む。）の創設及び定員の増員に係る増築分の整備事業とする。

(補助対象費用)

第3条 この補助は、補助事業に必要な施設整備費及び設備整備費並びに特別な理由により区長が特に必要と認められた付帯工事費を対象費用とする。ただし、次に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第4条 1床（老人短期入所施設の併設を含む。）につき、110万円の額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、特別養護老人ホーム整備費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に特別養護老人ホーム整備費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、適当と認められない場合は補助金の不交付決定をし、

特別養護老人ホーム整備費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

（補助条件）

第7条 この補助金の交付決定には、別紙の補助条件を付すものとする。

（交付時期）

第8条 この補助金は、補助事業の竣工を確認した後に一括して交付する。ただし、区長が特に認めた場合には、補助事業の着工を確認のうえ前もって交付することができる。

（交付請求）

第9条 補助事業者は、特別養護老人ホーム整備費補助金交付請求書（別記第4号様式）に、関係書類を添えて請求するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに特別養護老人ホーム整備費補助金実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第11条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に特別養護老人ホーム整備費補助金額確定通知書（別記第6号様式）により通知する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 板橋区老人福祉施設等整備費補助要綱（平成6年11月1日区長決定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

## 別 紙

### 補助条件（第7条関係）

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

#### （民間補助金との重複禁止）

第1条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付年賀葉書等寄付金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

#### （承認事項）

第2条 次の(1)、(2)又は(3)の一に該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、区分間（施設整備費と設備整備費の間）の経費の配分の変更は、承認しないものとする。

(2) 補助事業の内容のうち、次の各号のいずれかを変更しようとするとき。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

エ 工事の内容

・工期変更を伴う工事

・工法及び位置の変更を伴う工事

・変更見込み金額が請負金額の10%に相当する額又は、200万円を超える工事

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### （事故報告）

第3条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### （財産処分の制限）

第4条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成13年7月12日厚生労働省告示第239号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### （財産の管理義務）

第 5 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 6 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を本区に納付させることがある。

(財産処分に伴う収入の納付)

第 7 条 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本区に納付させることがある。

(関係書類の管理保管等)

第 8 条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

なお、補助事業に係る支払い領収書については、支払い完了後速やかに提示すること。

(契約の相手方からの資金提供の禁止)

第 9 条 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(一括下請負の禁止)

第 10 条 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(事情変更による決定の取り消し等)

第 11 条 この補助金の交付決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業の完了時期)

第 12 条 補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第 14 条 区長は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に

従って遂行されていないと認めるときは、補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(決定の取り消し)

第 15 条 次の(1)、(2)又は(3)の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 16 条 前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

- 2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

(違約金及び延滞金)

第 17 条 前条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還した日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金(100 円未満の場合は除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを返還期日までに納付しなかったときは、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じ、未返還金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金(100 円未満の場合は除く。)を納付しなければならない。

- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 18 条 補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地  
法人名  
代表者

印

特別養護老人ホーム整備費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 東京都補助金の決定、内示及び内容を明示する書類
- (2) 東京都補助金の内訳表（別紙1のとおり）
- (3) 補助事業の計画書及びこれに係る収支予算書
- (4) 法人の定款及び役員名簿
- (5) 工事請負契約書の写、設計監理契約書の写
- (6) 建物配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

## 東京都補助金・内訳表

### 1 東京都補助金

単位：千円

施設種別	工事区分	年度（ %）	年度（ %）	合計
特別養護老人ホーム				
老人短期入所施設				
合計				





別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

板橋区長 坂 本 健

特別養護老人ホーム整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日で交付申請のあった特別養護老人ホーム整備補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

（理 由）





別記第6号様式（第11条関係）

年 月 日

様

板橋区長 坂 本 健

特別養護老人ホーム整備費補助金額確定通知書

年 月 日で交付決定のあった、特別養護老人ホーム整備費補助金  
について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付済額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 返還額 金 \_\_\_\_\_ 円